

令和8年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	自転車等放置防止指導業務	地下鉄江坂駅周辺における自転車等の放置の防止及び指導	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市広芝町10番3号 特定非営利活動法人吹田・江坂ビジョン21	12,599,400円	平成22年12月14日付で、本市と江坂駅西地区交通環境改善協議会が締結した「江坂駅西地区の環境向上を目指す協定」第4条において、同協議会が放置自転車等防止のための啓発を行うものとされており、協議会内において左記啓発は同協議会構成団体の1つである(特非)吹田・江坂ビジョン21が行うものと規定されているため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】「エ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手とする場合」に該当)
2	総務交通室	阪急南千里駅前西第1自転車駐車場地下機械式駐輪装置保守点検等業務	阪急南千里駅前西第1自転車駐車場の地下機械式駐輪装置(エコサイクル)の保守点検及び電話サポート	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	高知県高知市布師田3948番地1 株式会社技研製作所	16,370,953円	本業務の実施には、阪急南千里駅前西第1自転車駐車場地下機械式駐輪装置の製造及び施工業者である(株)技研製作所の経験及び知識が不可欠であることから競争性がないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
3	総務交通室	JR吹田駅前ES保守点検業務(JR吹田—5・6)	昇降機保守点検業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 日本オーチス・エレベータ株式会社 西日本支社	4,759,920円	日本オーチス・エレベータ(株)は、本件設備の施工業者であり、同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
4	総務交通室	市内EV・ES保守点検業務(三菱電機製)	昇降機保守点検業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1丁目4番8号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	21,170,160円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルソリューションズ(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)

令和8年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	総務交通室	市内EV保守点検業務(日立製)	昇降機保守点検業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府大阪市北区堂島浜 1丁目2番1号 (株)日立ビルシステム	7,068,600円	本件設備は(株)日立ビルシステムが製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は(株)日立ビルシステム関西支社が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
6	総務交通室	江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検等業務	江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステムに関する保守点検業務及び電話サポート業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府大阪市北区梅田1丁目2番地2 東海技研(株)大阪営業所	4,250,400円	本業務は江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステムの製造及び施工業者である東海技研(株)大阪営業所の経験及び知識がなければ実施できないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
7	総務交通室	路面清掃業務(4月～5月分)	路面の清掃業務	令和8年4月1日から 令和8年5月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府高槻市上田辺町19番8号 都市クリエイト株式会社	6,050,444円	本業務は、市管理道路の機能維持、美観保持さらに交通災害等の予防等を目的として、年間を通じて実施しており、4月1日以降も継続して実施が必要な業務です。令和7年度の業務実施に伴い、制限付一般競争入札を執行するため、入札準備期間として必要となる令和7年4月～5月の2か月間について、前年度の契約相手方である都市クリエイト株式会社と、前年度と同一条件において契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン5令第167条の2第1項第2号(2)キ②入札準備のために年度当初の当該入札に必要な認められる期間について前年度の契約の相手方と契約する場合に該当)
8	総務交通室	総合的自転車対策業務	市内の放置自転車をなくすことを目的に、放置防止指導業務、移送業務、保管返還業務や、各自自転車駐車場の管理業務、自転車コールセンター業務等の自転車対策関連事業を総合的に実施	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	406,798,143円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和8年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
9	総務交通室	岸辺駅前花壇ほか草花植付業務	草花植付業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	8,716,400円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
10	総務交通室	北千里駅前花壇ほか草花植付業務	草花植付業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	5,942,200円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
11	総務交通室	道路台帳管理システム更新業務	システム更新業務	令和8年4月1日から 令和9年3月25日まで (令和8年4月1日)	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号 アジア航測(株) 大阪支店	5,280,000円	本業務は、吹田市統合型GISシステムはアジア航測(株)が独自に開発したシステムを採用しており、構築作業を他社が行うことは知識及び技術的な面から不可能であることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により開発・導入業者であるアジア航測(株)と単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき1著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約に該当)
12	総務交通室	吹田市統合型GIS街路灯台帳管理システム機能追加業務 件名 場所	システム機能追加業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号 アジア航測(株) 大阪支店	4,950,000円	本業務は、吹田市統合型GISシステムはアジア航測(株)が独自に開発したシステムを採用しており、構築作業を他社が行うことは知識及び技術的な面から不可能であることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により開発・導入業者であるアジア航測(株)と単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき1著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約に該当)

令和8年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
13	総務交通室	地下道・歩道橋等人力清掃業務	清掃業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	21,620,500円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
14	総務交通室	緑の遊歩道清掃業務	清掃業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	3,960,000円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
15	総務交通室	千里南公園ほか草花植付業務	市が所管する公園花壇等の草花植付・配布及び維持管理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	8,978,200円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
16	総務交通室	苗圃管理業務	佐竹台1丁目地内の南苗圃の維持管理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	2,559,700円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和8年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
17	総務交通室	公園等清掃業務	公園内の清掃作業	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	22,973,500円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
18	総務交通室	南吹田公園管理事務所管理業務	南吹田公園及び集会所の管理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	4,524,300円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
19	総務交通室	片山公園バラ管理業務	バラ管理	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	1,611,500円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
20	総務交通室	山山西公園ほかトイレ清掃業務	市内公園トイレ清掃業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障が い者の働く場事業団	2,426,776円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和8年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
21	総務交通室	阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検等業務	阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステムに関する保守点検業務及び電話サポート業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府大阪市北区梅田1丁目2番地2 東海技研(株)大阪営業所	4,449,720円	本業務は阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステムの製造及び施工業者である東海技研(株)大阪営業所の経験及び知識がなければ実施できないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
22	総務交通室	路線調書更新業務	道路管理システムデータ更新業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 株式会社パスコ 大阪支店	9,977,000円	本業務は、市道の認定・廃止に伴う道路管理システムの更新修正作業です。道路管理システムは、株式会社パスコが独自に開発したコンピューターシステムを採用しており、更新作業を他社が行うことは知識および技術的な面から不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により開発・導入業者である株式会社パスコと単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき①著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約に該当)
23	総務交通室	(佐井寺西)用地補償総合技術業務(その2)に伴う追加業務(その3)	用地補償業務	令和8年4月20日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月20日)	大阪市北区豊崎2丁目7番9号 (株)NISSO	3,126,200円	本業務は、現在実施中の(佐井寺西)用地補償総合技術業務(その2)に附随する業務であるため、本業務実施にあたっては既契約業務に合わせて実施する必要があり、地方自治法施行令第167号の2第一項第6号に基づき、競争入札に付することが不利と認められるため既契約業務の受注者である(株)NISSOと随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】「(2)既に締結されている別の契約と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面でも有利なものであるとき」に該当)
24	総務交通室	佐井寺西土地地区画整理事業に係る支障物件調査業務(その5)	支障物件調査業務	令和8年4月21日から 令和8年12月25日まで (令和8年4月21日)	大阪府大阪市都島区東野田町4丁目1番17号 (株)平和ITC 大阪支店	3,740,000円	本業務は、現在実施中の(佐井寺西)用地補償総合技術業務(その2)に附随する業務であるため、本業務実施にあたっては既契約業務に合わせて実施する必要があり、地方自治法施行令第167号の2第一項第6号に基づき、競争入札に付することが不利と認められるため既契約業務の受注者である(株)NISSOと随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】「(2)既に締結されている別の契約と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面でも有利なものであるとき」に該当)

令和8年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
25	総務交通室	あやめ橋跨線道路橋補修工事に伴う作業足場設置工事	足場設置工事	令和8年4月30日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月30日)	大阪府大阪市北区芝田1丁目16番1号 阪急電鉄(株)	73,970,600円	本業務は、道路と鉄道とにまたがる工事であり、道路法第31条(以下、これを「法」という。)の規定により、道路管理者と鉄道事業者が工事の施行方法及び費用負担等について協議することとされていることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、阪急電鉄(株)と随意契約するものです。 随意契約ガイドラインの地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【物品・委託役務関係業務】イ 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき に該当)
26	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和8年4月1日から 令和8年4月30日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	5,151,723	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和8年度 随意契約一覧表(土木部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和8年5月1日から 令和8年5月31日まで (令和8年5月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	5,551,492円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)